

2024年7月
ソフトバンク株式会社

モバイル端末レンタルサービス条項改定のお知らせ

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、近年の端末修理費が高騰している背景を踏まえ、弊社が定めるモバイル端末レンタルサービス条項の一部を2024年10月1日に改定し、同日付けで実施いたします。

何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

改定される条文については、以下をご覧ください。

- ・ 改定日:2024年10月1日
- ・ 改定内容:毀損の場合における損害金の上限額の撤廃
※今後は、実費(メーカー見積り金額)での請求となります

※全てのモバイル端末が対象となります

- ・ 改定される条項
 - ・ モバイル端末レンタルサービス条項
(<https://www.softbank.jp/biz/set/data/mobile/rental/pdf/terminal.pdf>)
(https://www.softbank.jp/biz/set/data/mobile/rental/pdf/terminal_20190912.pdf)
 - ・ モバイル端末(中古)レンタルサービス条項
- ・ 改定される条文
別表4 紛失等、毀損の損害金 毀損の場合における損害金:実費
※モバイル端末(中古)レンタルサービス条項については、別表2が変更となります。

<お問合せ先>

本件に関するお問い合わせにつきましては、弊社営業担当までお願い致します。

以上